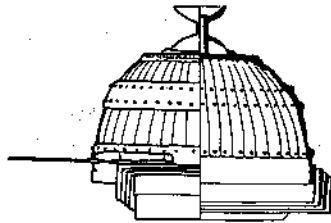


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

19. 近江における古墳時代の掘立柱建物

平井美典

1. はじめに

古代においては竪穴住居と掘立柱建物という違ったタイプの住居様式があり、基本的に前者から後者へと移行していく。この住居形態の変換期は、摂津・河内・和泉・大和では7世紀初頭に、山城ではやや遅れて7世紀後半頃にあるという¹⁾。近江においては一部湖北地方で9世紀代まで竪穴住居が残る例もあるが、概ね8世紀代には掘立柱建物住居へと転換し終わるようである。しかしこれはあくまでも全体的なイメージであり、地域差や集落の性格等によって掘立柱建物採用のあり方に差異があることは言うまでもない。近年、豪族居館をはじめとして、古墳時代に遡る掘立柱建物集落の調査例が増えてきており、研究も活発に行われている。近江においても当該時期の掘立柱建物の調査例が増えつつある。小文ではこれら諸例を紹介し、近江における掘立柱建物導入期の様相を概観してみたい。

2. 掘立柱建物の諸例

掘立柱建物は早く弥生時代前期から倉庫として採用されている。のみならず、近年、縄文時代の掘立柱建物の存在が確認されてきた。

現在のところ県内で最も古い時期の掘立柱建物が検出されているのは彦根市馬場遺跡である²⁾。ここでは14棟の掘立柱建物が抽出されており、時期については弥生時代中期後半、畿内第IV様式併行期に比定されている、建物は梁間が1間ないし2間の規模で全体的に柱通りが悪いものである。当遺跡は宇曾川と荒神山が形成する後背湿地帯に立地しており、竪穴住居の居住には適さないものと思われる。報告書においても高床式の建物のみで構成された集落と考えられている。馬場遺跡の掘立柱集落は低湿地という当時の水稻農耕の必要性に拠るものと理解できる。守山市笠原南遺跡³⁾では古墳時代初頭と考えられる掘立柱集落が検出されている。建物は桁行・梁間ともに1間あるいは2間の小規模なものである。当遺跡もまた野洲川左岸の低湿地に立地しており、柱根や礎板・木製品が良好な状態で遺存していることから当地が恒常的に湿潤であることがわかる。これらの例のように竪穴住居を営むことができない低湿な土地において、早い時期に掘立柱建物集落が出現する可能性があるが、これは立地条件による必然的な掘立柱建物の選択であり、竪穴住居から掘立柱建物住居へ変遷する一般的な集落のあり方とは違った別なタイプの集落として捉えられるものである。ここでは竪穴住居とは異系統の建築様式・住居様式としての掘立柱建物採用の画期を問題としているので、掘立柱倉庫や低湿地における特殊例についてはとりあげないことにする。

A 弥生時代後期～古墳時代前期の掘立柱建物

高島郡新旭町針江川北遺跡⁴⁾は弥生時代後期から古墳時代前期にかけての集落遺跡である。調

倉は道路建設に伴うもので、長大な調査区からは南から北へ向かって木棺墓、大溝、柵列、竪穴住居群、棟持柱建物および円形柵列を伴う掘立柱建物、柵列、竪穴住居群、大溝、木棺墓群が検出されており、柵列および棟持柱建物を含む掘立柱建物群を中心に、竪穴住居域、環濠、墓域が円心円状に位置する環状の集落形態が推定されている。この集落の時期については弥生時代後期の範中で考えられている。掘立柱建物群は、集落の中心部に位置すること、特殊な柵列を伴うものがあることや棟持柱建物の存在などから、集落に伴う倉庫群というよりも、特殊な性格をもった建物群と捉える方が自然であろう。棟持柱建物は桁行3間、梁間1間の規模で、棟持柱は側柱筋から大きく外側に突出したものである。これについては、宮本長二郎氏が言われるように「⁽⁹⁾象徴的なもの」「⁽¹⁰⁾神殿」的な性格が考えられる。このほかに遺構図中で気になる掘立柱建物がある。それは木棺墓群の周辺に存在するSB5・6である。桁行1～2間、梁間1間の規模で、柱掘方が確認されず、角材様の柱根が粗雑に打ちこまれたもので、時期については近世以降のものかとされている。当遺跡のあり方から環状集落に伴う住居とは考えられないのであるが、木棺墓に関連する施設、例えば喪屋のような性格を考えることはできないであろうか。

守山市横江遺跡⁽⁶⁾の第15調査区からは、弥生時代終末から古墳時代前期にかけての頃の周溝墓群と混在して9棟の掘立柱建物が検出されている。このうち2棟(SB2・SB7)は棟持柱建物で、2棟ともに桁行3間、梁間は1間であるが広く、棟持柱が直接棟木を支持する建物である。建物群は主軸方向等からSB1・2、SB6・7、SB3・4・5、SB8・9の4群にグルーピングできそうである。建物の時期については柱穴内から出土するのが式土師器片に限られることから、周溝墓群に比較的近接したものと考えられている。遺構の切り合いが明確な掘立柱建物SB9と方形周溝墓SX5ではSX5が先行し、SB5とSX3の先後関係についてはSB5が先行する可能性を説かれている。当遺跡の掘立柱建物群については、境川に隣接した不安定な立地に拠るものと解することもできる。また、報告書に述べられているように周溝墓に先行する建物と後出する建物があり、それが古墳時代前期の比較的短期間のうちに営まれたものであるならば、周溝墓群と掘立柱建物群は近接地に順次造営されたことになり、集落のあり方としては特異であるといえる。また、SB2・SB7のような棟持柱建物の存在からも、この掘立柱建物群には一般集落とは異なった、例えば喪屋あるいは墓前祭祀に伴う建物というような特殊な性格を想定できるのではないだろうか。

B 古墳時代中期の掘立柱建物

守山市服部遺跡⁽⁷⁾では古墳時代中期末から後期初頭(5世紀末～6世紀前葉)にかけての時期に造営された円墳および方墳が27基検出されている。19号墳および20号墳に隣接して2棟の掘立柱建物が存在する。SB1の規模は桁行3間、梁間2間と考えられ、19号墳と重複する。SB2は桁行3間、梁間2間で棟持柱柱穴が他の柱穴に較べてやや大きな掘方である。当遺跡では、古墳周溝内より様々な祭祀関連遺物が出土している。すなわち、土師器・須恵器などの供献土器類のほか、模造矢・刀形木製品・農耕具類・盾形木製品・和琴・建築部材類などがあり、須恵器の杯や土師器壺を載せた箱形容器が周溝底に置かれた状態で検出されたものもある。17号墳の周溝からは墳丘上からずり落ちた状態で建築部材と考えられる組物と和琴が出土している。琴は組物とと

もに周溝内へ転落した状況を呈しており、また、これには4点琴柱が共伴して検出されている。組物は古墳墳丘上での琴を用いた祭祀に伴う建物の部材であることがわかる。SB1・SB2も、これと似た性格をもった、墓前祭祀に関わる建物と考えるのが妥当であるように思われる。

栗太郡栗東町野尻遺跡⁽⁹⁾では、長辺約50m、短辺約40mの規模で長方形に巡らされた周溝が検出されている。周溝の内側には布掘り掘方をもつ柵列が一辺約30mの方形に巡り、その内側から掘立柱建物と竪穴住居が各2棟検出されている。これらの遺構は古代豪族の居館跡と考えられており、時期については5世紀代に遡るといふ。

古墳時代中期の事例としては、このほかに形象埴輪による掘立柱建物の表現例がある。坂田郡近江町狐塚1号墳・長浜市越前塚1号墳⁽⁹⁾・近江八幡市供養塚古墳⁽¹⁰⁾・高島郡今津町妙見山C-1号墳⁽¹¹⁾から家形埴輪が出土しており、狐塚1号墳・越前塚1号墳・供養塚古墳は5世紀後葉に、妙見山C-1号墳も5世紀代に年代が求められている。家形埴輪が古墳被葬者である在地の豪族層の居宅を直接に模したものであるとは言い切れないが、これらから建物の具体像を伺うことができる。

C 古墳時代後期の掘立柱建物

守山市吉身中遺跡⁽¹²⁾では古墳時代後期のものとみられる掘立柱建物が9棟確認されている。掘立柱建物のうち竪穴住居と切り合うものはいずれも竪穴住居を切っており、建物の時期については、遺物包含層出土遺物や竪穴住居との切り合いから6世紀末葉から7世紀前葉にかけての頃と考えられる。

吉身北遺跡⁽¹³⁾においても吉身中遺跡とほぼ同時期と推定される掘立柱建物が3棟検出されている。ここでも掘立柱建物は竪穴住居に後出する。

同じく守山市赤野井遺跡⁽¹⁴⁾は掘立柱建物で構成される遺跡で、柱穴内出土遺物などから6世紀後半代には掘立柱建物が出現するとされる。当地はN33°E方位をとる野洲郡条理とは異なった南北地割が残っており、検出された建物群も南北方位をとる。6世紀代に遡るとみられる掘立柱建物群の性格について、当地にミヤケに関連するとされる犬養という小字が残ることから、ミヤケに関連する建物かあるいは犬養氏の住居である可能性が説かれている⁽¹⁵⁾。

天津市穴太・滋賀里付近の山麓部には夥しい数の横穴式石室群集墳が存在する、これらは、その平面プランが方形に近く、壁面がドーム状に持ち送られて構築され、ミニチュアの炊飯具形土器が副葬されるという特長をもち、早くから渡来系氏族との関係が説かれてきた⁽¹⁶⁾。集落遺跡の調査例から、当地域には6世紀後半代から掘立柱建物集落が営まれていたようである⁽¹⁷⁾。建物には一辺8～9mの方形に溝を掘り、この溝中に柱を立てる切妻大壁造住居と称されるものがある⁽¹⁸⁾。また穴太遺跡からは掘立柱建物や切妻大壁造住居とともに、長い煙道をもつ特殊なカマド跡が3基以上検出され、オンドルの遺構であると考えられている⁽¹⁹⁾。このように古墳・住居両方から渡来人の居住が伺われるのである。滋賀里遺跡⁽²⁰⁾では6世紀後半の竪穴住居跡が数棟確認されているが、これらは掘立柱建物および切妻大壁造住居に先行し、併存しないようである。穴太・滋賀里遺跡の南方に位置する北大津遺跡では掘立柱建物とともに、7世紀後半代以降の竪穴住居の存在が確認されており⁽²¹⁾、穴太・滋賀里遺跡とは様相が異なる。

蒲生郡蒲生町外広遺跡⁽²²⁾竹田神社地区では6世紀後半の竪穴住居1棟と掘立柱建物群が検出されている。掘立柱建物には桁行5間、梁間3間の大型のものや、倉庫と考えられる2間×2間の総柱建物もある。ここでは正南北方位をとり板組をもつV字溝が存在し、埋土中より6世紀後半から7世紀前半にかけての遺物が出土している。掘立柱建物群はこの溝と方位を揃えることから溝と同時期のものと考えられており、溝開削の主体となった集団の居住が想定されている。竹田神社地区から約300m隔てた同遺跡外広地区では7世紀後半から8世紀前半にかけての竪穴住居群が確認されており、掘立柱建物は検出されない。このことについては、6世紀後半頃に掘立柱建物が採用されたものの、7世紀後半には再び竪穴住居での居住に戻ったものとも考えられるが、報告書に述べられているように、「一つの村落のなかに、掘立柱建物群に居住する集団と、竪穴住居群に居住する集団があり、それぞれが村落内での階層差を示している⁽²³⁾」ものと考えられる。

同じく蒲生町堂田遺跡⁽²⁴⁾においても、6世紀後半以前に遡ると考えられる掘立柱建物群が検出されている。当遺跡では6世紀後半代に埋没した自然流路から4点の木製マグワが出土している。

3. 掘立柱建物の性格と採用の画期

前章で、古墳時代の掘立柱建物と考えられる遺構例を挙げてみたが、建物の用途や、建物および集落の性格には幾つかのバリエーションがあることがわかる。

近江における掘立柱建物集落の成立契機について検討された大崎哲人氏は、掘立柱建物導入のあり方から集落遺跡を3つのタイプ（A類：渡来系氏族や須恵器工人が居住する集落、B類：豪族民館や公的な施設、C類：一般的な農村集落）に分類された⁽²⁵⁾。ここでは今一度、古墳時代掘立柱建物について大まかな分類を行なうことにする。

まず、建物には、用途から非居住用建物（A類）と居住用建物（B類）がある。前者は、そのあり方から住居としてではなく、祭祀や葬送に伴う儀式等に関する特殊な用途に使用されたもの⁽²⁶⁾と考えられるもので、後者は集落を構成する住居となるものである。勿論、両者が混在して集落を構成する場合もある。B類はさらに、居住者の性格から、豪族居館（BⅠ類）、一般集落内の住居（BⅡ類）、渡来系氏族の住居（BⅢ類）に細分できる。ここで注意しなければならないのは、BⅠ～BⅢ類分類の基準には少なからず曖昧さが存することである。例えば、BⅠ類豪族居館とBⅡ類一般集落内の住居のうち有力世帯層の住居の明確な識別が可能であるのかといったことである。これについて、ここでは、周濠や柵列等の区画施設で囲繞された屋敷地の存在の有無をBⅠ類とBⅡ類分類の基本要素とする。BⅢ類の認定についても、建物が切妻大壁造住居というような特異な形態をとらない場合には一般集落建物との違いは不明確である。この場合、遺物や、集落に対応する古墳の石室構造等からの慎重な検討が必要である。

次に各類型ごとに建物遺構例を挙げてみる。まずA類には針江川北遺跡・横江遺跡・服部遺跡例がある。針江川北遺跡の集落構成員は、中心部掘立柱建物群をとり囲むように配された竪穴住居に居住しているものとみられる。BⅠ類には野尻遺跡がある。BⅡ類には吉身中・吉身北遺跡、外広遺跡竹田神社地区例がある。赤野井遺跡については指摘されるように公的な性格をもつ施設

である可能性もあるが、建物の規模や配置から、これもBⅡ類に含めておくことにする。BⅢ類には穴太・滋賀里遺跡の切妻大壁造住居を含む掘立柱建物群が挙げられる。

次に建物の時期について整理しておこう。各時期の掘立柱建物例は以下の通りである。

前期（以前） A類：針江川北遺跡、横江遺跡

中期 A類：服部遺跡

BⅠ類：野尻遺跡

後期 BⅡ類：吉身中・吉身北遺跡、外広遺跡竹田神社地区、堂田遺跡、赤野井遺跡

BⅢ類：穴太・滋賀里遺跡

こうしてみると、古墳時代集落における掘立柱建物採用のあり方や、その変遷の一端が伺えるよう。

現在のところ、古墳時代前期（以前）にはA類掘立柱建物が存在し、他類型は認められていない。当期の掘立柱建物は極めて象徴的な特殊な存在であるといえる。

中期には、A類の服部遺跡、BⅠ類の野尻遺跡がある。当期には祭祀用施設としての掘立柱建物に加えて、在地豪族層による掘立柱建物居宅の採用が認められる。このことは、居住用施設としての掘立柱建物採用の画期と捉えられる。しかし、首長以外の集落成員は従来通り竪穴住居に居住しており、首長層の掘立柱居宅は、極めて斬新で象徴的な印象を人々に与えたことであろう。妙見山C-1号墳では家形埴輪の大棟にとりつけられたものと考えられる鳥形の部品が2点出土している。これも、豪族層の居宅としての掘立柱建物が単に住居としてだけでなく、神格的なイメージを付与された特殊な建物として捉えられていたことの表徴であるかもしれない。

古墳時代後期になると、一部の豪族層の居館にとどまらず、一般集落内への掘立柱建物住居の導入が始まる。しかし、当期においても竪穴住居での居住が一般的であり、現在のところ掘立柱建物住居は赤野井遺跡や吉身中・吉身北遺跡など野洲川左岸の平野部で比較的多く確認されている。また、穴太・滋賀里遺跡のように渡来系氏族による掘立柱建物集落の展開がみられるようになる。

外広遺跡では集落内の一部の地区では6世紀後半代に掘立柱建物群が出現するが、同時期に竪穴住居のみで掘立柱建物の認められない地区もあり、ここでは8世紀初頭頃まで竪穴住居が残る。

古墳時代後期、6世紀後半代の一般農村集落内での掘立柱建物住居採用の背景には、古墳時代中期および後期における体系的な農具と農業技術の導入による水田開発の拡大²⁷⁾、および、これに伴う集落成員の技術的・経済的成長が考えられる。堂田遺跡出土のマグワはこのことを如実に示す好資料である。また、外広遺跡のあり方が示すように、まず集落内の有力世帯あるいは有力な住居群小単位において掘立柱建物住居の採用が行なわれ、ある期間、集落内で竪穴住居と掘立柱建物住居が併存し、次第に掘立柱建物だけで構成される集落へと変遷するのが一般的なあり方であろう。

4. まとめ

古墳時代集落における掘立柱建物の導入およびその展開について、県下で検出されている諸遺

跡例を検討した結果、次のような大まかなイメージを得るに至った。

前期においては、祭祀用施設としての特殊な性格・用途をもつ建物に掘立柱建物の採用がみられ、中期には首長層の居宅に使用されるようになる。後期になると渡来系氏族居住地や一般集落において掘立柱建物住居が現れる。しかし、当該期の一般農村集落では竪穴住居が主流を占め、掘立柱建物住居の存在は稀であり、農耕技術の進展に伴う経済的な優越を得た一部の有力世帯により掘立柱建物住居の導入が始められるようである。

小文は近江における古墳時代掘立柱建物の様相、言い換えれば竪穴住居集落への掘立柱建物導入のあり方を考えようとするものであったが、建物の性格やその出現時期について若干の検討を加えたものの、集落を構成する単位集団や全体の集落構造のなかにおいての掘立柱建物の位置づけ等についてはほとんど考察が加えられず不備なものとなっている。この点については今後の検討課題としたい。

注

- (1) 広瀬和雄「畿内の古代集落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集 1990年3月)
- (2) 葛野泰樹『馬場遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1984年3月)
- (3) 木戸雅寿・森格也『笠原南遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1987年)
- (4) 清水尚ほか『高島バイパス新旭町内遺跡発掘調査概要—針江川北遺跡—』(滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1986年)
- (5) 宮本長二郎「九州地方の弥生時代住居」(『王子遺跡』鹿児島県教育委員会 1985年)
- (6) 宮下睦夫・森格也『横江遺跡発掘調査報告書』II (滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1990年3月)
- (7) 大橋信弥・谷口徹『服部遺跡発掘調査報告書』V (滋賀県教育委員会・守山市教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1984年)
- (8) 勸栗東町文化体育振興事業団『野尻遺跡②』(『埋蔵文化財発掘調査昭和63年度年報』 1989年)
- (9) 宮成良佐ほか『越前塚遺跡発掘調査報告書』(長浜市教育委員会 1988年3月)
- (10) 岩崎直也「多種類の形象埴輪が出土 近江八幡市千僧供古墳群」(『滋賀文化財だより』No.74 勸滋賀県文化財保護協会 1983年5月31日)
- (11) 横田洋三『妙見山遺跡(妙見山古墳群)』(滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1990年3月)
- (12) 大橋信弥・谷口徹『吉身中遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・勸滋賀県文化財保護協会 1982年)
- (13) 岩崎茂『吉身北遺跡発掘調査報告書』(守山市教育委員会 1986年)
- (14) 山崎秀二「赤野井遺跡」(『昭和51年度滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会・勸滋賀県)

文化財保護協会 1978年3月)

- (15) 同上
- (16) 水野正好「大津北郊における古墳群の調査」(『滋賀県文化財調査報告書』第4冊滋賀県教育委員会 1969年)
- (17) a 田辺昭三ほか『湖西線関係遺跡調査報告書』(湖西線関係遺跡調査団 1973年)
b 松浦俊和「4. 滋賀里遺跡一見世二丁目馬車139-1、5一発掘調査報告」(『滋賀里・穴太地区遺跡群発掘調査報告書』II 大津市教育委員会 1982年)
- (18) 注(17)文献bに集成されている。これ以降の検出例に、(林博通・吉谷芳幸「渡来系集団の集落跡 大津市下坂本1丁目穴太遺跡」『滋賀文化財だより』No73 (財滋賀県文化財保護協会 1983年5月30日)、(吉水真彦「切妻大壁造住居等を検出 大津市皇子ヶ丘二丁目北大津遺跡」『滋賀文化財だより』No84 (財滋賀県文化財保護協会 1984年3月31日)
- (19) 青山均ほか『穴太遺跡(弥生町地区)発掘調査報告書』(大津市教育委員会 1989年3月)
- (20) 注(17)文献aに同じ
- (21) 中西常雄「北大津遺跡出土の須恵器資料—昭和48年度の調査より—」(『滋賀文化財だより』No111 1986年6月30日)
- (22) 岡本武憲「II. 蒲生郡蒲生町外広・呉媛塚遺跡」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XIII-3 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1986年3月)
- (23) 同上
- (24) 岡本武憲「4. 堂田遺跡の調査」(『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』XVI-5 滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1989年)
- (25) 大崎哲人「滋賀県下における掘立柱建物の成立契機について」(『紀要』第2号 財滋賀県文化財保護協会 1989年3月)
- (26) 司祭や巫女といった特殊な人物の居住はあったのかもしれない。
- (27) 都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』(1989年)

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241